

第3期 五條市 子ども・子育て 支援事業計画

- 概要版 -



令和7（2025）年 3月
五條市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
スマートフォンアプリで読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

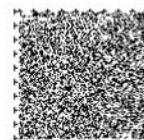
アプリダウンロード



iPhoneの方は
こちら▶



Androidの方は
こちら▶



計画について

Q 子ども・子育て支援事業計画って？

A

子どもが健やかに成長できる環境を整えるため、子どもと子育て世帯を支援するための計画です。

五條市では、これまで2期にわたる「五條市子ども・子育て支援事業計画」を進めてきました。しかし、共働き世帯や核家族が増えていることなどによって、家庭や地域での子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、子育て世帯への支援の強化が求められています。

Q いつからいつまでの計画？

A

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

計画期間中でも、社会状況の変化に対応するために、子ども・子育て会議等で話し合い、必要に応じて計画を見直します。

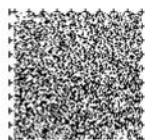
年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
五條市		第2期 五條市 子ども・子育て支援事業計画					第3期 五條市 子ども・子育て支援事業計画					
奈良県		奈良県すべての子ども すこやかはぐくみプラン					奈良県こどもまんなか未来戦略					

Q どうやって計画をたてたの？

A

関係機関や子ども、子育てに関わる人の意見の反映に努めました。

子ども・子育て会議において内容等について意見を求めました。また、子育て世帯の保護者や中高生本人に対するアンケート調査、高校生ワークショップ、パブリックコメントにより、子どもやその保護者、市民の意見を集めました。

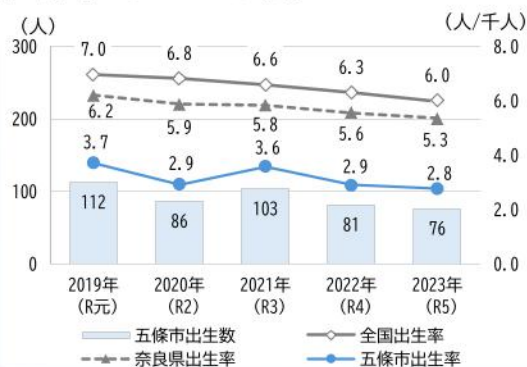


五條市の現状

出生と女性就業率の状況

出生率と出生数の推移

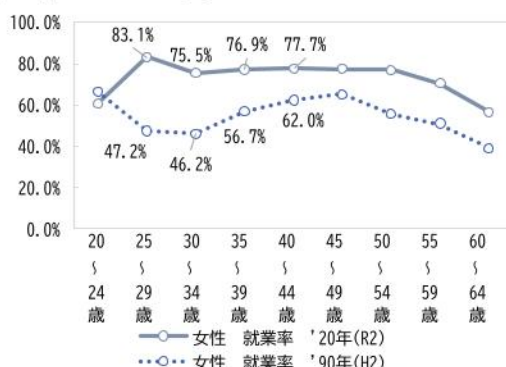
出生率は低下傾向で、全国・奈良県と比べても低くなっています。出生数もおおむね減少傾向となっています。



資料:総務省「住民基本台帳」

女性就業率の変化

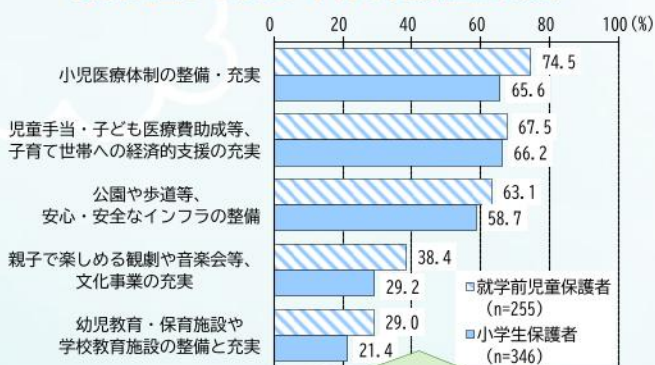
30年前(平成2年)の就業率と比べると、ほとんどすべての年齢区分で働く女性の割合が増えています。



資料:国勢調査(平成2(1990)年、令和2(2020)年)

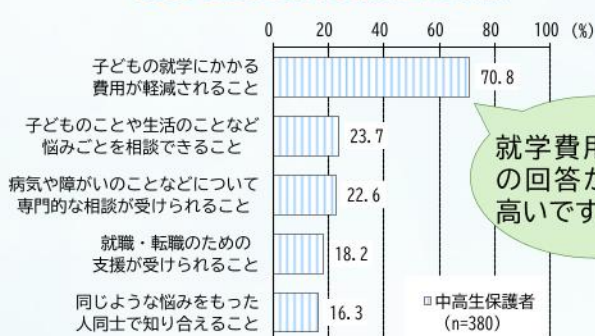
アンケート調査結果

充実を図ってほしい子育て支援(上位5項目)



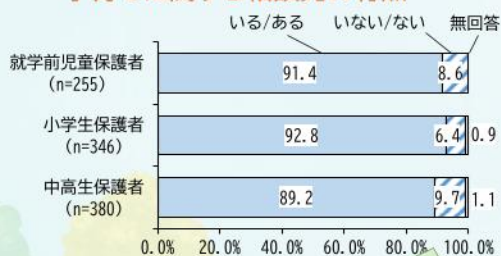
医療や経済的支援、安心・安全なインフラの整備に関する回答が高いです。

必要・重要と思う支援(上位5項目)



就学費用の軽減の回答が非常に高いです。

子育てに関する相談先の有無

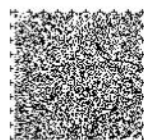


6~10%程度の保護者が、子育てに関して相談できない状態になっています。

五條市で若者向けにあればよいと思う場所(上位5項目)



「思いっきり身体を動かせる場所」の回答が高いです。



計画の基本的な考え方

基本理念

第3期計画においても、これまでの基本理念を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを産みたい・育てたいと思える“まち”づくりを目指します。



子どもの 未来に向かって 輝くごじょう

計画策定に向けた5つの視点

子育て家庭の孤立を防ぐ

保護者に身近な学校などの関係機関とのネットワークを強化するとともに、公的機関・専門機関の相談窓口の周知や、ICT も活用した相談支援体制の充実が必要と考えられます。

仕事と家庭の両立支援

希望に応じて働き方を調整できるよう、育児休業や短時間勤務制度について、制度の周知だけでなく、企業等に啓発し、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりが求められています。

安心・安全な環境の整備

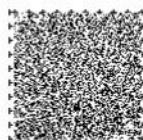
医療体制やインフラの整備、経済的支援、公園の大切さや室内の遊び場を求める意見がみられました。本市で安心して子育てを続けられるためには、県や近隣地域と連携・協力しながら、子育てを取り巻く多角的な支援が重要です。

教育・保育事業、子育て支援事業の充実

教育・保育事業や子育て支援事業を引き続き実施していきます。また、仕事と仕事以外のバランスがとれていないと感じている人が約2割となっており、働きながら子育てする家庭を支援するための体制の整備が必要です。

子どもの権利を守る取組の強化

虐待の早期発見・未然防止のため、子育て世帯が相談しやすい相談方法の検討や、地域の人気づいたときに相談できる窓口の周知が必要です。また、ヤングケアラーの状態にある家庭に必要な支援をつなげられるよう、庁内・関係機関と連携し、支援の仕組みを整えていく必要があります。





3つの基本目標と施策の内容

例えば…



基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

(1) 幼児教育・保育及び子育て支援サービスの実施

(2) 相談、情報共有、交流の場の充実

(3) 公共交通の確保

(4) 子育て世帯への経済的支援の実施

(5) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

(7) ひとり親家庭への支援

コミュニティバスや予約制乗合タクシーを運行しています。

満1歳までの子どものいる家庭に毎月紙おむつを配布しています。経済的な負担を軽減するだけでなく、子育てに関する相談や情報提供を行い、保護者の精神的負担の軽減や、育児家庭の孤立を防ぐことも目的です。

市立小・中学校の給食費や第2子以降の保育料の無償化、子ども医療費の助成等を行っています。さらに、ひとり親家庭や経済的に困難な家庭には、就学費等を援助しています。



基本目標2 次世代を築く環境づくり

(1) 母子保健の充実

(2) 若者・子育て世帯の定住促進

(3) 次世代の地域を支える人づくり

(4) 子育てに関わる人の意見の尊重

新規に婚姻した世帯（2人とも39歳以下の場合）に対し、婚姻に伴う引っ越し費用等を一部補助しています。

母親教室・子育て教室などを行っています。乳幼児健診の際には育児相談も実施し、子育てに関する情報提供に努めています。また、妊婦健康診査や産婦健診・生後1か月児健診では、費用の一部を助成しています。



基本目標3 子どもが健やかに、たくましく育つ環境づくり

(1) 子どもの遊び場の充実

(2) 教育環境の充実

(3) 障がい児への支援

(4) 不登校児への支援

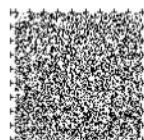
(5) 食育の推進

指導や助言を丁寧に行い、子どもがより良く成長するための教育体制、カリキュラム及び学習活動の充実を図っています。

関係団体と連携し、障がいのある子どもやその家族への相談窓口となり、相談支援のネットワーク構築に取り組んでいます。

児童遊園地の整備や、通学路・散歩経路の安全確保を行っています。

食の大切さに関する情報発信や給食等により、家庭や認定こども園、学校において食育を推進しています。



教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実

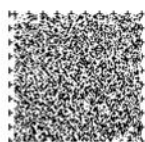
子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。ここでは、下記の通り、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業について、令和11年度の確保方策(確保量)を示します。

教育・保育事業

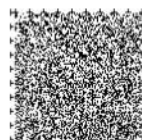
認定区分	対象	令和11年度	確保の内容
		確保方策	
1号認定	3～5歳 保育の必要性に該当しない	95	認定こども園5か所で受け入れを行っています。本市の子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、量と質の確保による適切なサービスの提供に努めます。
2号認定	3～5歳 保育の必要性に該当	312	
3号認定	0～2歳	183	

地域子ども・子育て支援事業

事業	令和11年度	事業の内容・確保の方策
	確保方策	
利用者支援事業	実施施設 1か所	子どもやその保護者、または妊婦やその配偶者・パートナー等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。
地域子育て支援拠点事業	利用人数 延9,000人	五條市子育て支援センター「はっぴい」での「わくわくルーム」や五條児童館での「つどいの広場」などを乳幼児とその保護者が交流する場とし、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
妊婦等健康診査	対象人数 77人 健診回数 824人	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後も親子健康手帳(母子健康手帳)の交付時に受診券14回分を配布して助成します。
乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数 70人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標とします。
養育支援訪問事業	訪問人数 160人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	利用人数 延118人	病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合(ショートステイ)や、仕事などにより平日の夜間または休日に保護者が不在となった場合(トワイライトステイ)などに、児童養護施設などにおいて子どもを預かり保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。現在、8施設(市内2、市外6)に事業を委託して実施しています。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	利用人数 延5人	



事業		令和11年度 確保方策	事業の内容・確保の方策
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)【小学生対象】	低学年	利用人数 延 50 人	「子育ての援助を受けたい人(利用会員)」と「子育ての援助を行いたい人(サポート会員)」が会員となり、子育てを助け合う事業です。
	高学年	利用人数 延 100 人	
一時預かり(幼稚園型) 【1号認定児】		利用人数 延 3,120 人	認定こども園において通常の就園時間を延長して預かる事業です。
一時預かり(一般型)		利用人数 延 4,800 人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、認定こども園、地域子育て支援拠点などの場所において、一時的に預かる事業です。
時間外保育事業 (延長保育事業)		利用実人数 250 人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に、認定こども園などで保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業		利用人数 延 720 人	きぼうこども園で、子どもの急な病気の回復期に保育を行う病後児保育を実施しています。共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、適切な運営に努めます。
放課後児童健全育成事業(学童保育所)	低学年	登録人数 217 人	放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業です。子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所の確保及び内容の充実に努めます。
	高学年	登録人数 123 人	
子育て世帯訪問支援事業		訪問人日数 延 984 人日	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聴くとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。
児童育成支援拠点事業		利用実人数 47 人	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行い、必要に応じて関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
親子関係形成支援事業		利用実人数 23 人	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。
妊婦等包括相談支援事業		利用回数 延 219 人	妊婦・その配偶者等に対して、面談等により心身や環境の状況の把握を行うほか、情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。
産後ケア事業		利用実人数 70 人	産後1年以内の母親とその乳児が、産後ケア施設への宿泊や通所、施設からの訪問により、助産師等から産後の親子の心身のケアや育児サポートを受けられるサービスです。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳児	利用実人数 3人/日	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、保護者としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援です。
	1歳児	利用実人数 3人/日	
	2歳児	利用実人数 3人/日	



計画の進行管理

子ども・子育て会議の開催

定期的に子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどを行います。

庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力して、横断的な取組を積極的に進めます。

地域における取組や活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容や市の事業等の広報・啓発に努めます。

PDCA サイクルによる検証

PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。



「第3期 五條市子ども・子育て支援事業計画」についての詳しい情報は本編をご覧ください。

本編は、市役所窓口や、右の二次元コードなどからご覧いただけます。



本編は
こちら

第3期 五條市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7(2025)年 3月

企画編集：五條市 子ども・子育て会議 事務局

発行：〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号 電話 0747-22-4001

